

(外交防衛委員会)

国際原子力機関憲章第十四条の改正の受諾について承認を求めるの件 (閣条第六号) (衆議院

送付) 要旨

国際原子力機関 (I A E A) は、全世界における平和、保健及び繁栄に対する原子力の貢献を促進し及び増大させること並びに I A E A を通じて提供された援助が軍事的目的を助長する方法で利用されないことを確保することを目的とし、一九五六年 (昭和三十一年) 十月に国際連合本部で作成された国際原子力機関憲章に基づき、一九五七年 (昭和三十二年) 七月に設立された。

この改正は、I A E A の事業計画の作成に係る費用の削減、予算の一層柔軟な運用及び他の国際連合機関の予算制度との調和を図るため、一九九九年 (平成十一年) 十月にウィーンで開催された I A E A の第四十三回総会において採択されたものである。

この改正は、I A E A の費用の予算見積りを二年ごとのものとすることを目的とするものである。